

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年七月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九 四九 五四

人事院規則九 四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九 四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第六条、第七条関係） 第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に	別表第三（第六条、第七条関係） 第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に

定める日とする。

- 一 消費者庁新未来創造戦略本部 平成二十九年七月十四日

二・三 (略)

定める日とする。

- 一 消費者庁消費者行政新未来創造オフィス担当室 平成二十九年七月十四日

二・三 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。